私 債 権 放 棄 調 書(総括表)

債権の名称(担当部署)	債 権 の 額	債権の件数	ページ番号
亀山市立医療センター使用料・手数料(医療センター 医事管理室)	664,681 円	31 件	1P
合 計	664,681 円	31 件	

私 債 権 放 棄 調 書

債権の名称 亀山市立医療センター使用料・手数料

担 当 部 署 医療センター 医事管理室

番号	債権の額	放棄決定日			た理由	等	
田ク	貝催り切	从来认足口	債権発生日	事	由	備	考
1	192,720 円	平成27年3月31日	平成13年7月3日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成16年7月3日	債務者	亀山市民
2	16,050 円	平成27年3月31日	平成14年4月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成17年4月26日	債務者	亀山市民
3	6,950 円	平成27年3月31日	平成14年6月10日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
4	1,740 円	平成27年3月31日	平成14年7月23日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成17年7月23日	債務者	亀山市民
5	2,900 円	平成27年3月31日	平成14年8月18日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成17年8月18日	債務者	亀山市民
6	267 円	平成27年3月31日	平成15年3月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成18年3月24日	債務者	亀山市民
7	15,920 円	平成27年3月31日	平成21年5月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年5月22日	債務者	亀山市民
8	43,290 円	平成27年3月31日	平成21年6月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
9	26,920 円	平成27年3月31日	平成21年7月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
10	19,150 円	平成27年3月31日	平成21年8月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年8月24日	債務者	亀山市民
11	15,900 円	平成27年3月31日	平成21年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
12	32,250 円	平成27年3月31日	平成21年10月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
13	52,250 円	平成27年3月31日	平成21年10月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年10月21日	債務者	亀山市民
14	27,390 円	平成27年3月31日	平成21年11月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年11月1日	債務者	亀山市民
15	17,850 円	平成27年3月31日	平成21年12月8日	消滅時効に係る時効期間3年の満丁による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年12月8日	債務者	市外在住者

番号	債権の額	放棄決定日		放乗し	た理由	等	
田 ク	貝催り切		債権発生日	事	由	備	考
16	13,650 円	平成27年3月31日	平成22年2月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満っ による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
17	23,970 円	平成27年3月31日	平成23年4月5日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	市外在住者
18	4,180 円	平成27年3月31日	平成21年4月16日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
19	2,380 円	平成27年3月31日	平成21年4月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
20	605 円	平成27年3月31日	平成21年5月28日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
21	3,570 円	平成27年3月31日	平成21年7月6日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
22	600 円	平成27年3月31日	平成21年7月7日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
23	360 円	平成27年3月31日	平成21年8月15日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
24	53,490 円	平成27年3月31日	平成21年9月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
25	550 円	平成27年3月31日	平成21年9月24日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年9月24日	債務者	亀山市民
26	1,250 円	平成27年3月31日	平成21年9月26日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
27	2,750 円	平成27年3月31日	平成21年10月19日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年10月19日	債務者	亀山市民
28	4,714 円	平成27年3月31日	平成21年12月21日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号	平成24年12月21日	債務者	市外在住者
29	3,125 円	平成27年3月31日	平成22年1月17日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
30	37,920 円	平成27年3月31日	平成22年6月22日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
31	40,020 円	平成27年3月31日	平成22年8月1日	消滅時効に係る時効期間3年の満て による放棄(条例第8条第1項第3号		債務者	亀山市民
計	664,681 円						31件